第5章 景観・歴史的環境

地域の特性に応じた、琵琶湖を中心としたひろがりとつながりのある景観形成を進め、県土の一体的な景観保全を図ることが求められています。
また、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などを県民が身近に親しみ、潤いある生活につなげるよう、積極的な保存と活用が求められています。

湖国の風景の保全・創造

景観法と風景条例

<都市計画課>

県では、昭和59年(1984年)にふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)を制定し、美しい湖国の風景づくりに取り組んできました。一方、国では平成16年(2004年)に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定しました。景観法は、これまでの地方自治体の取り組みに法的な位置づけを与えるとともに、良好な景観を形成するため一定の強制力を含めた様々な仕組みを備えた法律で、地方自治体の取り組みを促進することが目的となっています。

県においても、これまで風景条例に基づき推進してきた景観形成の取り組みをより積極的に推進するために、景観法に基づく滋賀県景観計画の策定と風景条例の改正を行い、平成21年(2009年)3月27日から施行しています。

景観法では景観行政を担う地方自治体を「景観行政団体」として位置づけており、県内では平成22年度末現在で滋賀県のほか大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、高島市、東近江市の8市が景観行政団体になっています。これにより、県の景観計画の対象範囲は景観行政団体である市の区域を除いた地図上の白色の区域です。

滋賀県景観計画区域図

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、多くの市町が積極的に景観行政団体になり、地域に応じたきめ細やかな景観行政を進めていくことが望まれます。一方で、琵琶湖を中心とした県全域が一つにまとまりのある滋賀県特有の風景を守り育てていくためには、各景観行政団体相互の連携と協力が不可欠です。このことから、景観行政団体の首長をメンバーにして滋賀県景観行政団体協議会を設立し、県と市とで協力して「琵琶湖」や「歴史的な街道」を大切にした景観形成を図ることで合意しました。

■新たな景観施策の概要

滋賀県景観計画および改正風景条例による景観施策は、改正前の風景条例で行ってきた琵琶湖景観形成地域や沿道・河川景観形成地区の景観形成上重要な区域の指定や住民による景観づくりである近隣景観形成協定制度などについては基本的に継承したうえで、さらに以下の新たな施策を盛り込んでいます。

- 琵琶湖周辺における建築物などの高さを原則13m以下に制限しました。
- 大きな建築物など(高さ13m以上)は、市街地の中のものでも届出対象とし、景観への配慮を指導しています。
- 罰則の適用が可能な変更命令などの仕組みを整え、景観形成基準に適合しない行為に対する指導の実効性を高めています。
- 「景観行政団体協議会」を設置して、県と景観行政団体である市町とが連携・協力しながら県土の景観保全を図ります。
- 総合的な景観形成を図るため、琵琶湖周辺の屋外広告物に対する規制も強化しています。

WEB http://www.pref.shiga.jp/h/toshi/keikan/top_page.html

田園地帯の景観の形成

<農村振興課>

田園地帯においては、継続した営農活動が行われることで農業の持つ多面的な機能が発揮され、水田や水路、里山などを中心に様々な生きものが生息する二次的な自然が育まれ、美しい田園景観が形成されてきました。

しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、従来の美しい田園景観の維持が困難となるケースが散見されています。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

平成19年度からは、県内の広い範囲で実施する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」による共同活動の中で「心なごむ田園景観を守り育てる取り組み」として農道法面への植栽や、営農活動と一体となったきめ細やかな草刈りなど、地域ぐるみの取り組みにより空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に努めています。

芝桜の植栽(長浜市杉野)

WEB http:// www.pref.shiga.jp/g/noson/marugoto/index.html

沿道景観の創造

<道路課>

道路は、生活に密着した社会基盤(空間)で、良好な生活環境を創造するうえで、大切な役割を担っており、美しい景観を構成する重要な要素の一つです。

このため、まちづくり計画と整合を図りながら、道路緑化や電線類の地中化など、親しみとうるおいのある道づくりを沿道の住民とともに進めています。

また、道路植栽の維持管理についても、地域住民や企業とともに取り組み、道路への愛着心を醸(かも)しながら、沿道景観づくりを推進しています。

道路愛護活動事業(栗東市)

歴史的環境の保全 <教育委員会文化財保護課>

歴史的文化遺産

滋賀県は、古くから政治や経済の中心であった奈良や京都に近く、交通の要衝であったことから、寺院や神社・民家などの建造物や、仏像や絵画などの美術工芸品、民具や祭礼などの民俗文化財、遺跡や庭園などの史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。

県では、滋賀県文化財保護条例に基づき、これらの文化財調査・指定(選択)・公開・普及啓発・保存修理などを行っています。

重要文化財　明王院本堂保存修理(平成22年度竣工)

琵琶湖と文化的景観

近江では、いつの時代も「淡海」とも呼ばれる琵琶湖と向き合いながら人々の生活が営まれています。そうした人間の営みの中で形成された景観を文化的景観と呼びます。その中で、特に優れた景観は、県または市町の申出に基づいて、国が「重要文化的景観」として選定します。滋賀県では、「近江八幡の水郷」〔平成18年(2006年)1月選定〕や「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」〔平成20年(2008年)3月選定〕、「高島市針江・霜降の水辺景観」〔平成22年(2010年)8月〕が重要文化的景観に選定されています。

また、県では、こうした琵琶湖や水に係わる文化的景観を文化財として保護、活用するため、「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」(平成23年3月)を作成しました。

重要文化的景観　高島市海津・西浜・知内の水辺景観

◆県指定(選定)文化財の件数(平成23年3月時点)　397件
◆登録有形文化財の件数(平成23年3月時点)　287件

トピックス

近江水の宝

<教育委員会文化財保護課>

私たちの暮らす滋賀県は「近江」の名前が示すように、琵琶湖に育まれ、琵琶湖と共に歩んできました。それを物語るように、滋賀には琵琶湖や水に関わる様々な「文化資産」があります。

平成20年度より県では、そうした多様な文化資産を「琵琶湖や水との関わり」という視点で再評価するとともに、特に優れたものを「近江水の宝」として64件を選定しました。

今後、これらを永く伝えていくとともに、市町、NPOなどと連携しつつ、地域学習や観光などの素材として活用するための取り組みを行っていきます。

近江水の宝　大溝